

# 宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する 公募型プロポーザル・企画提案書等に関する質問及び回答

令和5年5月16日現在

番号	質問		回答
	項目	内容	
1	①資料 宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する公募型プロポーザル実施要領 6. 参加資格	第三者委託につきまして、質問項目の①と②では、表現が違うのですが、業務委託に関しましては、質問項目②の内容が正である認識でよろしいでしょうか。	本事業の入札参加資格については、「宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業に関する公募型プロポーザル実施要領」の「6. 参加資格」に記載のあるとおり、「契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。」としております。 このことから、業務の再委託につきましても、事前に書面にてご報告いただき、状況等お伺いしたうえで、問題がなければ、主要な部分以外にかかる業務の再委託を承諾することとなります。契約の履行の全部又は主要な部分の再委託については認めておりません。
	②資料 宮崎市議会市民参加型プラットフォームを活用した広報広聴事業業務委託要求仕様書 10. その他留意事項 (1)再委託について	質問項目①では、「契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してならない」 質問項目②では、「原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りでない」	